

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	静岡県身体障害者手帳交付事務に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡県は、身体障害者手帳交付事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

本評価書の記載内容について、毎年度の見直しとともに、5年ごとの再評価を行い、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施する。

## 評価実施機関名

静岡県知事

## 公表日

平成29年7月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、同法で定める身体上の障害がある者に対して身体障害者手帳を交付する。
③システムの名称	①中間サーバー ②統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳所持者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 11項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 なし ・特定個人情報の提供 15項、27項、28項、31項、54項、55項、56-2項、57項、79項、106項、116項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 なし ・主務省令で定める情報 第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第28条第1号イ、同条第2号から同条第10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号イ ※番号法別表第二第116項に係る主務省令は未制定です。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害福祉課
②所属長	課長 土屋 正純
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 所在地: 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号: 054-221-3686
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 所在地: 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号: 054-221-3686

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

